

犬山市市民活動助成金 Q&A

【提案申請について】

Q 1 この助成金の目的は何ですか？

A 自主的・積極的なまちづくり、市民活動を促進し、継続的な市民活動と団体の自立・成長を支援すること目的としています。

そのため、単年で終了する事業のために市民活動団体へ登録し、事業終了後すぐに登録を抹消するなど、継続性のない事業の申請はお控えください。

Q 2 市民活動とはどの範囲の活動のことですか？

A 市民活動とは、福祉、教育、文化などの広い範囲で、市民が自分たちで行うまちをよくするための活動です。犬山市では、犬山で活動を行うものであれば、市内在住の有無を問わず、市民活動としてその活動を応援しています。

Q 3 団体の自立・成長とは具体的にどういうことですか？

A 事業による収入や寄付金、協賛金を募るなどして団体自らが資金を調達し、補助を受けずに事業ができる状態を指します。

補助を受けている間に市民の皆さんに活動を周知し、広く市民から支援、賛助を得ることで自立可能な体制を整えてください。自立して事業を実施していこうとする姿勢も、評価の対象となります。応募書類の作成時にはご注意ください。

Q 4 犬山市市民活動団体に登録していなくても申請は可能ですか？

A 市民活動団体に登録していないと、申請できません。登録を行っていない場合は、申請前に登録を行ってください。

「市民活動団体」としての登録には、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ・市民活動を行うことを主な目的とするもの
- ・3人以上の会員がいること
- ・活動が市内で行われていること
- ・市民に開かれた団体であること
- ・代表者や運営の方法が会則で決まっていること
- ・独立の組織であること

Q 5 同一年度で2つ以上の助成部門に申請はできますか？

A 同一年度内で、1団体あたり1部門のみ申請が可能です。当助成金は団体の自立に向けたステップアップを支援するものですので、実施する事業の規模や各団体のステップに応じた部門を選択してください。

Q 6 同一団体が複数回の助成を受けることは可能ですか？

A 同一事業を継続する場合は、ひろげる部門は3回まで、ふかめる部門は5回まで申請が可能です。ただし、はじめの一步部門については、1団体あたり1回限りとなります。

Q 7 同じ事業内容で、犬山市の他の助成金（補助金、委託等）にも申請していますが、この助成金にも申請できますか？

A 申請できません。ただし、犬山市以外（企業、財団等）の助成を受けることは可能です。また、同団体が行う事業でも、目的が違う事業であれば、申請は可能です。

Q 8 市民活動助成金説明会は、必ず出席しなければなりませんか？

A 本助成金に申請する団体は、必ず参加してください。助成金の目的、昨年との変更点や、申請する上でのポイント、提案書の書き方などを説明します。

【事業の審査項目について】

Q 1 事業審査を受ける上でのポイントがありますか？

A 募集要領1.趣旨 内「市民活動助成金事業を実施する上で求められる視点」に沿った事業を提案することが求められます。

- ・事業の効果をいかに市民へ幅広く展開するか
- ・地域社会のニーズにどのように応えるか
- ・自立した事業継続のための資金確保の検討がされているか
- ・目的に対して適切な事業規模か
- ・市民に開かれたオープンな事業であるか

Q 2 部門ごとに評価視点が違うのは何故ですか。

A この助成制度は、継続的な市民活動と団体の自立・成長を支援すること目的としています。そのため、各ステップにおいて達成していただきたい内容として、評価視点を設定しています。各評価視点を意識して事業内容の検討を行ってください。

〈各部門の特色〉

はじめの一步部門：新しいものに取り組む意欲があるか（チャレンジ性）

ひろげる部門：広く市民へ還元され、事業成果が期待できるか（公益性・効果性）

ふかめる部門：地域のニーズを捉え、その解決策として有効か（課題性・有効性）

Q 3 書類審査とプレゼン審査の評価視点はちがいますか

A 両審査とも、同じ視点で採点します。両審査の点数を加味し、助成額を決定します。

【事業内容について】

Q 1 どのような事業が対象になりますか。

A 犬山市に登録された市民活動団体が実施する、地域を元気に、まちを快適で魅力あるものにしていく公益的な事業です。

ただし、以下の要件に当てはまる事業は対象外です。

- ・助成金が単に団体の運営経費に充当されると判断できる事業
- ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・政治、宗教に関する事業
- ・単なる営利目的の事業
- ・未成年者のみで構成された団体が実施する事業
- ・令和8年2月28日（土）までに完了しない事業
- ・犬山市から他の助成、補助、委託等を受けている、または受ける見込みのある事業

Q 2 どんな事業規模でも申請はできますか？

A 事業規模に上限は定めていませんが、実施する目的に対して適切な事業規模としてください。目的に対し、規模が大きすぎるまたは小さすぎる事業は、実現性の観点から減点されることがあります。

Q 3 地域の夏祭りで使用する櫓や提灯が古くなってきているので整備したいのですが、助成金の申請対象になりますか。

A 単に備品を購入する事業は、認められません。材料等を揃え、地域の方々に施工するような活動は助成対象となります。

自分達のやりたいことだけでなく、"市民活動"としての将来的なあり方を意識し、企画を提案してください。

Q 4 4月から翌年3月までを事業年度としており、助成対象期間と一致しません。どのように提案書を書けばよいですか？

A 助成対象期間は「交付決定日から翌年2月末まで」ですので、助成対象期間内に完了できる事業を提案してください。

Q 5 交付決定後に事業内容は変更できますか。

A 事業内容の変更は、原則できません。ただし、事業の目的や期待される効果などに変
わりない範囲であれば可能な場合がありますので、必ず事業を行う前に相談してくださ
い。

Q 6 助成金は採択されると申請した金額の満額がもらえるのですか。

A 審査によって、助成金額の減額がある場合があります。

Q 7 助成金はいつもらえますか。

A 助成事業の実績報告書の審査が完了し、助成金確定通知書の到着後、請求書の提出を
もって支払われます。

初期費用としてまとめた資金調達ができないなどの理由で、事業実施前の前払いを
希望する場合は、別途、ご相談ください。

【事業費について】

Q 1 どんな経費が対象となりますか。

A 事業を行うために必要な講師謝礼や交通費、保険料、会場使用料などが対象になります。詳しくは、「犬山市市民活動助成金募集要領 3.対象経費」をご覧ください。

Q 2 事業予算の積算はどのように行えばいいですか。

A 助成金の交付決定額の算出根拠となりますので、過去の事業結果や見積書に基づき、適正な価格で積算してください。

Q 3 お茶や弁当などの食糧は助成対象になりますか。

A 講師へのお茶や弁当の他、スタッフ分の弁当、お茶、手土産、団体構成員間の親睦のための食糧費は対象外となります。熱中症対策のための飲料のみ対象となります。

Q 4 講師への謝礼として現金ではなく御菓子を渡しています。御菓子の購入費用は報償費で補助対象となりますか？

A 謝礼としての物品購入費は対象外になりますので、現金での謝礼を検討してください。

Q 5 団体活動で使う備品の購入を検討していますが、助成対象になりますか。

(備品：1個3万円以上の物品)

A 備品の購入は対象外です。備品が必要な事業を実施する場合は、レンタル事業者等からの借用をご検討ください。

例外として、事業を継続するために必要な機材として整備を行う場合は、認められる場合もありますので、申請前に地域協働課までご相談ください。

Q 6 外部講師やスタッフの交通費は、助成対象となりますか？

A 交通費、宿泊費、ガソリン代等も助成対象です。ただし、団体構成員に対する交通費については、実績報告時に運転記録簿（日時、運転者名、走行距離、運行区間）の提出が必要になりますので、必ず記録してください。

Q 7 団体役員や会員が講師の場合、報償費になりますか？

A 団体構成員が講師の場合は、「人件費」となります。報償費は、外部講師を依頼した場合のみですので、項目に注意して記載してください。

Q 8 他団体や外部の学習講座、勉強会等を受講する場合の受講料なども助成対象になりますか？

A 助成対象です。「手数料」として計上してください。

Q 9 イベントに係る保険料は、必ず計上しなければなりませんか？

A 必須ではありませんが、どのイベントでも事故が起こるリスクはあり、保険に入っていなかった場合は、主催者である団体の責任が問われます。特に、参加者が多いイベントや、子どもが参加するイベントは、当事者同士の解決が難しい場合もあります。

団体を守り、活動をのびのびと行っていくためにも、場合に応じて保険の加入を検討してください。なお、保険の加入に迷う場合は、市または協働プラザへご相談ください。

また、犬山市では、市民活動助成金を交付された団体が主催するイベント中の不測の事故について補償制度を設けています。詳しくは市公式ホームページ（ページ番号：1006083）をご覧ください。



Q 10 費目間のお金の流用はできますか。

A 申請時に予算計上していない経費支出も含め、事業内容の変更は原則認められません。やむを得ず、科目ごとの予算の120%以上または3万円以上の執行及び科目間の流用を行う場合は、必ず事前にご相談ください。事前に変更申請をせず事業を実施した場合、助成対象外となることがあります。

Q 11 当初見込みより事業費が多くなってしまった場合はどうなるのですか。

A 助成金額は交付決定額が上限となりますので、その上限額を超えた部分は、申請団体の負担となり、助成金額の増額はありません。

また、事業費が当初見込より少なかった場合は、助成金額が減額されることとなります。

Q 1 2 活動資金にはどのような項目がありますか。

A 会費、寄附（クラウドファンディング含む）、事業利益収入、補助金、助成金、協賛金等があります。団体の自立のため、広く市民から支援、賛助を得ることも検討してください。

Q 1 3 助成金で作成した図鑑やテキスト、グッズを販売してもよいでしょうか？

A 販売可能です。別紙2 活動費用の内訳書の（収入）に「事業収入」として計上してください。

Q 1 4 当初見込みより事業収入が少なくなってしまった場合はどうなるのですか。

A 助成金額は交付決定額が上限となりますので、収入が当初見込みより少なかった場合は、申請団体の負担となり、助成金額の増額はありません。

Q 1 5 事業実施中や事業終了後に気をつけることはありますか。

A 助成対象となった経費については、すべて領収書（写し）の提出が必要です。特に、領収書の宛名（団体名であること）・日付（事業期間内であること）・内容（購入した物や金額の内訳が分かる）を確認してください。

なお、事業収入については、実績報告時に確認を実施するものではありませんが、申請団体名義の口座管理などに努めてください。

また、事業実施中はできるだけ事業の様子を写真に収めてください。実績報告の際には、報告書や収支決算書のほかに、事業の主な様子の写真、作成したポスター、チラシなども提出していただきます。

※当初の申請と著しく異なる事業実績の場合は、助成金の交付ができない場合や、既に交付された助成金を返還いただく場合がありますので注意してください。